

第四〇回

参第八号

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項ただし書を削る。

第百四条を次のように改める。

第百四条 小学校及び中学校並びに盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校（高等部を置くものを除く。）には、特別の事情のあるときは、第二十八条の規定（第四十条及び第七十六条において準用する場合を含む。）にかかわらず、昭和四十一年三月三十一日までの間は、事務職員は、これを置かないことができる。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正）

2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号の表の下欄中「四」を「三」に、「五」を「四」に、「六」を「五」に、「七」を「六」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 本校の数に二を乗じて得た教と分校の数に一を乗じて得た数との合計数

第八条第三号の表中

「三学級から八学級までの学校	二
九学級から二十学級までの学校	三
二十一学級以上の学校	四

を

「三学級から二十学級までの学校	二
二十一学級以上の学校	三

に改め、同条第一号を次のように改める。

一 本校の数に二を乗じて得た数と分校の数に一を乗じて得た数との合計数

第九条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 本校及び分校の小学部及び中学部のうちに三学級以上のものがない学校の本校の総数に一を乗じて得た数

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条中「前三条」を「第七条から第九条まで」に改め、同条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

第十条 前三条（前条第四号を除く。）の規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

（学校教育法の一部を改正する法律の一部改正）

3 学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第 号）の一部を次のよう

に改正する。

附則第四項を削る。

(読替規定)

- 4 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「定数等標準法」という。)第七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間は、それぞれ、同表第一号中「二を乗じて得た数」とあるのは同表の中欄に掲げる字句に、同号中「一を乗じて得た数」とあるのは同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。この場合において同号に定めるところにより算定した数に一未満の端数を生じたときは、その数を一に切り上げるものとする。

上 欄	中 欄	下 欄
昭和三十七年四月一日から 昭和三十八年三月三十一日まで	百分の七十を乗じて得た数	百分の三十五を乗じて得た数
昭和三十八年四月一日から 昭和三十九年三月三十一日まで	百分の九十を乗じて得た数	百分の四十を乗じて得た数
昭和三十九年四月一日から 昭和四十年三月三十一日まで	百分の百十二を乗じて得た数	百分の四十七を乗じて得た数
昭和四十年四月一日から 昭和四十一年三月三十一日まで	百分の百三十八を乗じて得た数	百分の五十八を乗じて得た数
昭和四十一年四月一日から 昭和四十二年三月三十一日まで	百分の百七十一を乗じて得た数	百分の七十一を乗じて得た数
昭和四十二年四月一日から 昭和四十三年三月三十一日まで	百分の百八十六を乗じて得た数	百分の八十六を乗じて得た数

- 5 定数等標準法第八条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間は、それぞれ、同条第一号中「二を乗じて得た数」とあるのは同表の中欄に掲げる字句に、同号中「一を乗じて得た数」とあるのは同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。前項後段の規定は、この場合について準用する。

上 欄	中 欄	下 欄
昭和三十七年四月一日から 昭和三十八年三月三十一日まで	百分の八十を乗じて得た数	百分の三十五を乗じて得た数
昭和三十八年四月一日から 昭和三十九年三月三十一日まで	百分の百を乗じて得た数	百分の四十を乗じて得た数
昭和三十九年四月一日から 昭和四十年三月三十一日まで	百分の百二十二を乗じて得た数	百分の四十七を乗じて得た数
昭和四十年四月一日から 昭和四十一年三月三十一日まで	百分の百四十八を乗じて得た数	百分の五十八を乗じて得た数

昭和四十一年四月一日から 昭和四十二年三月三十一日まで	百分の百七十一を乗じて 得た数	百分の七十一を乗じて 得た数
昭和四十二年四月一日から 昭和四十三年三月三十一日まで	百分の百八十六を乗じて 得た数	百分の八十六を乗じて 得た数

- 6 定数等標準法第九条の規定の適用については、昭和四十一年三月三十一日までの間は、同条第四号中「一」とあるのは「二分の一」読み替えるものとする。附則第四項後段の規定はこの場合について準用する。

理 由

小学校、中学校等の教育目的を十分に達成するため、昭和四十一年四月一日以後は、小学校、中学校等に事務職員を必ず置くこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和三十七年度において約三億円、以後漸増して昭和四十一年度（平年度）において約二十三億円の見込みである。